

個人情報保護制度

三重県の個人情報保護制度

1 個人情報保護条例の概要

本県では、平成14年3月に三重県個人情報保護条例を制定し、同年10月から全部施行しています。平成17年3月には条例の一部改正を行い、職員等への罰則などを規定した改正条例を平成17年10月から施行しています。

(1) 目的

この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、三重県(以下「県」という。)の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

(2) 制度に関する基本的事項

ア 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいいます。

イ 制度を実施する県の機関

個人情報保護制度を実施する県の機関(実施機関)は、次の機関です。

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者

ウ 保有個人情報

保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書に記録されているものをいいます。

(3) 実施機関、事業者、県民の責務

実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければなりません。

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力するよう努めなければなりません。

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければなりません。

(4) 実施機関の個人情報の取扱い

個人情報を保護するため、その取扱いに当たっては、様々な義務や制限が課されていますが、そのうち主なものは次のとおりです。

ア 個人情報取扱事務登録簿への登録

実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「登録対象事務」という。)については、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成しなければなりません。登録簿には、登録対象事務の名称、所管する組織の名称、目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目等を記載しています。

登録簿は、平成 17 年 6 月から三重県ホームページで閲覧できるようになりました。

イ 収集の制限

実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないとともに、本人の同意に基づき収集するときなど条例に定めのある場合を除き、本人から収集しなければなりません。

また、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、法令等の規定に基づき収集するときなど条例に定めのある場合を除き、収集してはなりません。

ウ 利用・提供の制限

実施機関は、本人の同意に基づく場合など条例に定めのある場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、または提供してはなりません。

エ オンライン結合による個人情報の提供の制限

実施機関は、法令等の規定に基づく場合など条例に定めのある場合を除き、オンライン結合により個人情報を外部に提供してはなりません。

オ その他

提供先に対する措置要求、適正管理、職員等の義務、委託等に伴う措置について、実施機関に義務が課されています。

(5) 自己情報の請求権

ア 自己情報の開示請求権

何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。開示の請求があったときは、次に掲げる情報のいずれかに該当す

る場合を除き、開示しなければなりません。

法令秘情報
開示請求者以外の個人情報
法人等情報
公共安全情報
審議検討情報
事務事業情報
評価等情報
未成年者・成年被後見人情報
死者の情報

なお、あらかじめ実施機関が定めた試験等の成績結果については、請求書によらず、口頭により開示請求をすることができます。

イ 自己情報の訂正請求権

何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正を請求することができます。実施機関は訂正請求の内容が事実と合致することが判明したときは、次のいずれかに該当する場合を除き、訂正しなければなりません。

法令等の定めるところにより訂正することができないと定められているとき。
実施機関に訂正の権限がないとき。
その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき。

ウ 自己情報の利用停止等請求権

何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、該当する措置を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止に関して他の法令等により特別の手續が定められているときは、この限りではありません。

第7条の規定に違反して収集されているとき、又は第8条の規定に違反して利用されているときは当該保有個人情報の消去又は利用の停止

第8条又は第9条の規定に違反して提供されているときは当該保有個人情報の提供の停止

エ 不服申立てに対する救済

実施機関の開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等について不服がある場合は、当該決定を行った実施機関に対し、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

(6) 個人情報保護審査会

個人情報保護審査会は、この条例又は他の条例によりその権限に属させられた事項その他個

個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができます。

平成 19 年 3 月 31 日現在の審査会委員は次のとおりです。

職 名	氏 名	備 考
会 長	浅尾 光弘	弁護士
会長職務代理者	樹神 成	三重大学教授
委 員	寺川 史朗	三重大学助教授
委 員	藤野 奈津子	三重短期大学助教授